

2022年4月19日



上場会社名 株式会社 ケーヨー  
代表者名 代表取締役社長 醍醐 茂夫  
(コード番号 8168 東証プライム)  
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 寺田 健次郎  
TEL 043-255-1111

## (訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が2022年4月12日に公表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訂正の理由

「変更の内容」の記載内容に一部誤りがあることが判明したため、訂正するものであります。

#### 2. 訂正の内容

新設となる(附則)第1条第2項の一部を削除するものであります。

【変更前】(            部分を削除いたします。)

現行定款	変更案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
(新設)	(電子提供措置等)
	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
	2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第15条～第36条 (条文省略)	第16条～第37条 (現行どおり)
(新設)	(附則)
	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
	第1条 定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
	2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

【変更後】

現行定款	変更案
<p>第 1 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 15 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第 16 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日以後にこれを削除する。</p>

以 上